平成二十九年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十三万六千八百七十五トン

二　生きている豚及び豚肉等　十三万六千八百八十四トン

○財務省告示第百八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二万千五十八トン

二　冷凍牛肉　三万四千九百七十七トン

○経済産業省告示第百五十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第二号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第四号（中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件）を次のように改正する。

平成二十九年六月三十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1～2　［略］ 3　指定期間 平成二十八年一月一日から平成二十九年十二月三十一日まで	1～2　［略］ 3　指定期間 平成二十八年一月一日から平成二十九年六月三十日まで
備考　表中の［一］の記載は注記である。	

○国土交通省告示第六百五十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年六月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5497号	船外機（小型船舶用）	6HV	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地

○農林水産省告示第千二十四号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十八年一月二十三日　第百十四号

二　登録認定機関の名称及び住所

株式会社らいふホールディングス　東京都品川区東品川二―二―二十四

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都品川区東品川二―二―二十四

人事異動

内閣

（財務省大臣官房付）財務事務官　牧田　宗孝

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房郵政民営化推進室副室長を免ずる　北浦　修敏

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる（同）同　辻　庄市

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上六月二十八日）

郵政民営化委員会事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　牧田　宗孝

郵政民営化委員会事務局次長の併任を解除する（六月二十八日）

内閣府

（男女共同参画局調査課長）内閣府事務官　出口　恭子

経済社会総合研究所上席主任研究官に配置換する　秋田喜代美

男女共同参画局調査課長に併任する（六月十九日）　大日向雅美

経済社会総合研究所上席主任研究官に配置換する　王寺　直子

（同）同　尾崎　正直　小塩　隆士

奥山千鶴子　加藤　篤彦　駒崎　弘樹

柏女　霊峰　佐藤　栄一　佐藤　秀樹

佐藤　栄一　塚本　秀一　佐藤　好美

関　美津子　徳倉　康之　月本　喜久

坪井　久也　蜂谷　真弓　中川　一良

長谷川彩子　安永　貴夫　東出公一郎

無藤　隆　渡邊　廣吉　山内五百子

子ども・子育て会議委員に任命する（各通）（六月二十八日）

法務省

（最高検察庁監察指導部長）検事　井上　宏

名古屋地方検察庁検事正に配置換する（大阪高等検察庁次席検事兼法務総合研究所大阪支所長）同　北川健太郎

最高検察庁検事に配置換する

最高検察庁監察指導部長を命ずる

法務総合研究所大阪支所長の併任を解除する（大阪地方検察庁次席検事）同　田辺　泰弘

大阪高等検察庁検事に配置換する

大阪高等検察庁次席検事を命ずる

法務総合研究所大阪支所長に併任する（金沢地方検察庁検事正）同　畝本　毅

大阪地方検察庁検事に配置換する

大阪地方検察庁次席検事を命ずる（函館地方検察庁検事正）同　阪井　博

金沢地方検察庁検事正に配置換する

函館地方検察庁検事正に配置換する（最高検察庁検事）同　宇川　春彦

（名古屋地方検察庁検事）同　山口　智子

大阪地方検察庁検事に配置換する

大阪地方検察庁検事に配置換する（東京地方検察庁検事）同　毛利　栄吉

名古屋地方検察庁検事に配置換する（名古屋地方検察庁検事正）同　小島　吉晴

辞職を承認する（以上六月二十三日）

中央更生保護審査会委員長に任命する（六月二十七日）　倉吉　敬

財務省

（国際局為替市場課長）財務事務官　柳瀬　護

兼ねて国際局為替市場課資金管理室長事務取扱を命ずる

（国際局為替市場課資金管理室長）同　端本　秀夫

国際局付を命ずる（以上六月二十八日）

農林水産省

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　大野　淳

農林水産事務官（大臣官房審議官）に昇任させる

農村振興局付に併任する

（大臣官房生産振興審議官兼生産局付兼政策統括官付）農林水産技官　鈴木　良典

生産局総務課長事務取扱を命ずる

（大臣官房審議官兼農村振興局付）農林水産事務官　田中　照久

国土交通省に出向させる

（生産局総務課長）同　安東　隆

辞職を承認する（以上六月二十七日）